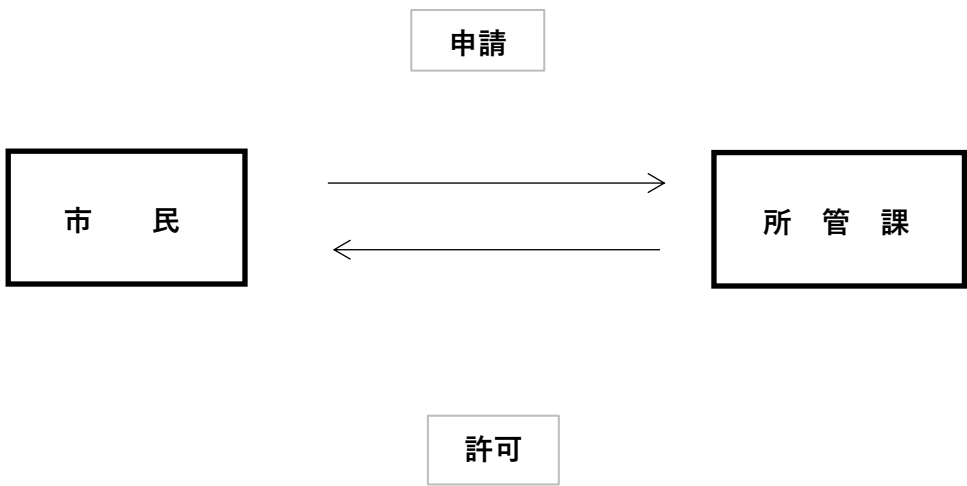


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	下水道事業受益者負担金の減免	
処 分 の 概 要	下水道事業受益者負担金の公共用地等に対する減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第20号)	
条 項	第8条第2項	
所 管 課	上下水道料金課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1か月
標 準 処 理 期 間		計 1か月
審 査 基 準		
減免基準表に基づく現況確認による		
【根拠法令等】 松山市下水道事業受益者負担金に関する条例 第8条 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。 (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 (2) 地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者 (3) 国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 (4) 公の生活扶助を受けている受益者 (5) 上野処理区において、次のいずれかに該当する受益者 ア 市が行う公共ます設置照会時に公共ますの設置を承諾した受益者 イ 供用開始の日から3月を経過する日までに排水設備工事を完了した受益者 ウ 第6条第4項の一括納付の申出をした受益者 (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 【審査基準】 松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程 第11条 条例第8条第2項の規定による負担金の減免を受けようとする者は、管理者に下水道事業受益者負担金減免申請書(第14号様式)又は下水道事業受益者分担金減免申請書(第15号様式)を提出しなければならない。ただし、同項第5号の規定による負担金の減免を受けようとする者にあつては、第2条第1項に規定する下水道事業受益者申告書の提出をもって、下水道事業受益者負担金減免申請書の提出があつたものとみなす。 2 管理者は、前項の申請書の提出があつたときは、減免基準表(別表第2又は別表第3)に基づきその適否を審査決定し、その結果を下水道事業受益者負担金(徴収猶予・減免の適否)決定通知書又は下水道事業受益者分担金(徴収猶予・減免の適否)決定通知書により、申請者に通知するものとする。 3 負担金の減免を受けた者が、減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に申し出なければならない。 4 管理者は、前項の規定による申出があつたとき又は申出をなすべき事実が判明したときは、直ちに減免を取り消し、適当であると認める方法により徴収することができるものとする。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※事案ごとに処理期間は異なります。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。